

そして残念なことには...

条例があることを知りながら違反している人も多いんだよ

条例を知っていた人数 244人

そのうち、条例を知っていた人数 244人

過料適用者の79%が条例を認識

8割近くの人が条例を知っていた違反していたのね!

安全できれいなまちであり続けるためのルールです

ポイ捨て等防止条例

違反すると1,000円の過料が科せられます

都心部・駅周辺など(区域は下図を参照)

昨年度の過料適用者数 229人

灰皿のない場所での喫煙の禁止

歩きたばこ

携帯灰皿での喫煙

市内全域

昨年度の過料適用者数 79人

ポイ捨ての禁止

このほか、飼いの犬の放置も禁止されているんだ

あ、あの人! 反省してもらえないかな

いや、つい...

街の中での歩きたばこは危ないよ! すれ違う人をやけどさせるかもしれないよ

安全できれいな札幌を守るためにみんなも意識を高めていこう!

もしかやあなたも...?

アゴアゴアゴ

知っていました...もう絶対にしません

条例を守ってもらうために 指導員が巡回しています

3人の指導員が毎日、都心部の「美化推進重点区域・喫煙制限区域」を中心に巡回。歩きたばこやポイ捨てを取り締まるとともに、条例の啓発を行っています。

←このほりを持って巡回しています

札幌市ポイ捨て等防止条例

- 「ポイ捨て」の禁止
- 飼い犬のふんの回収
- 灰皿のない場所での喫煙の禁止

